**千葉市建設工事最低制限価格運用要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事の入札の執行につき、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１３において準用する第１６７条の１０第２項の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定める。

（対象）

第２条　最低制限価格制度の対象となる建設工事は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領（平成８年１月１日制定）第２条第１項各号に規定するものを除く競争入札により実施する建設工事とする。

（公表）

第３条　最低制限価格の公表に関する事項については、予定価格等の公表に関する事務取扱要領（平成１５年４月１日施行）に定めるものとする。

（最低制限価格の算定方法）

第４条　最低制限価格は、対象とする建設工事の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる費用に、それぞれ当該費用に定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、各費用の算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

（１）直接工事費　１００分の９７

（２）共通仮設費　１００分の９０

（３）現場管理費　１００分の９０

（４）一般管理費　１００分の６８

２　前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和４０年規則第３号）第３条第２項に規定する者をいう。）は、対象とする建設工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、平成１５年度予算にて執行する契約に適用する。

　附　則

この要領は、平成１８年４月１０日から施行する。

　　附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２３年６月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２５年４月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年６月１７日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する建設工事については、なお従前の例による。

　附　則

この要領は、平成３１年４月１５日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事について適用し、同日前に公告する又は指名通知書を交付する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 算定項目 | 費　目 |
| 直接工事費 | 直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費 |
| 共通仮設費 | 共通仮設費、間接労務費 |
| 現場管理費 | 現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費、機器管理費 |
| 一般管理費 | 一般管理費 |